白川町訓令甲第５３号

庁　中　一　般
各 出 先 機 関

白川町自動車等の使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年９月１日

白川町長　　佐　伯　正　貴

白川町自動車等の使用に関する規程の一部を改正する訓令

白川町自動車等の使用に関する規程（昭和４５年白川町訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（自家用車の使用） 第８条　（略） ２　前項の規定により公務のために自家用車を使用する職員は、白川町職員の旅費に関する条例（昭和３２年白川町条例第２２号）の規定による旅行命令簿に所要事項を記載して許可を得なければならない。 ３　（略） （事故報告） 第１１条　この規程に基づいて使用中の公用車又は自家用車にかかる交通事故又は交通違反の取扱いについては、白川町職員による自動車事故等の取扱規程（昭和４５年白川町訓令甲第２号）の定めるところによる。	（自家用車の使用） 第８条　（略） ２　前項の規定により公務のために自家用車を使用する職員は、白川町職員の旅費に関する条例施行規則（昭和３２年白川町規則第５号）第５条の規定による旅行命令簿に所要事項を記載して許可を得なければならない。 ３　（略） （事故報告） 第１１条　この規程に基づいて使用中の公用車又は自家用車にかかる交通事故又は交通違反の取扱いについては、白川町職員による自動車事故等の取扱規程の定めるところによる。

附　則

この訓令は、令和８年９月１日から施行する。